

平成25年度

圏域別公聴会の概要（雲南圏域）

< 開催日時等 >

平成25年7月23日（火）13:30～16:30 雲南合同庁舎会議室

健康福祉部

平成25年度圏域別地域公聴会の概要 [雲南圏域]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
1	02雲南	06_障がい施策	06_障がい者団体	身障者協会への会員募集	会員の高齢化や入院などでスポーツ大会など、行事への参加が少ない状況にあり、地域の身障者協会は弱体化の一途である。新会員を是非募集したいが、手帳を交付したという情報を個人情報として理由に協会が得ることができない。	手帳の取得者の情報が得られず、会員の勧誘に支障があるのご意見については、個人情報保護法や県の条例、あるいは市町村にも条例があり、法律上の縛りから個人情報を公開できないことをご理解いただきたい。 県としては、手帳を取得される方が市町村の窓口で手帳を取りに行かれる際に、各団体のパンフレット等を配っていただき、皆様の活動状況をお知らせするということが協力できる。今年も、市町村との会議で、窓口で団体の情報を提供いただくよう、市町村に協力をお願いしたところ。 また、高齢化等でスポーツ大会など参加者が少ないということに関して、健常者の方も一緒になってスポーツを楽しまれたらと思う。このことにより、障がい者に対する理解も深まり、団体への活動の協力が得られることになるのではないかとと思うので、会のなかで検討されてみてはいかがでしょうかと思う。	県障がい福祉課ホームページにおいて、各障がい関係団体情報がよりわかりやすく紹介できるよう整理・充実する予定。	障がい福祉課	雲南市身障者協会	7月23日
2	02雲南	04_高齢者施策	01_介護保険制度	喀痰吸引研修について	県の喀痰吸引研修の基本研修は50時間であるが、看護学校等の学校のカリキュラムや授業を公開にいただき、学びたい職員がそこで授業を受け50時間の研修ができないか、また、年度をまたいで50時間を取得できる研修とならないかと思う。	喀痰吸引研修については、県では、50時間の基本研修を介護福祉士養成校などに期間を限定して、今年度は4会場で行うこととしており、現在、看護学校の公開授業という方法は行っていない。 この研修については、介護施設などを登録研修機関での研修を基本に支援したいと考えており、この登録研修機関では、自施設の職員はもちろん、他施設からの職員も研修に受け入れてもらっている。現在、23ヶ所を実施いただいているが、隠岐地区や県央地区では、圏域で地域の施設の方が研修できる取り組みが進んでいる。来年度以降、この50時間研修を具体的にどうするかについては、ニーズ調査などを行って検討したいと考えており、看護学校の公開授業についても、ご意見として承り、可能性を含めて調べていきたい。	喀痰吸引等研修については、国において定められた要件のもとで、一定のカリキュラムに従って、県又は登録研修機関で行うことになっており、その他の機関での受講は制度上認められていない。 島根県における喀痰吸引等研修については、H26年度においても、引き続き、登録研修機関における研修を中心としながら、県からの委託による研修も並行して実施していく。	高齢者福祉課	仁寿会	7月23日
3	02雲南	06_障がい施策	01_自立支援関係	市民後見人養成研修について	地域で暮らし続けることを障がい者の、顔を知っていて近くに暮らす人が後見人になるための研修を行ってほしい。法人後見として社協さんも行っているが受け皿が小さく、後見人を受けていただける方、一般の方に制度を周知していただくための研修をしていただけないか。	障がい者の方が地域で自立して生活する上で、後見人制度の普及は重要なことと認識。裁判所の公表によると、成年後見の申し立て件数は年々増加している一方で、親族による後見が減少傾向にある。このような状況から、親族以外の第三者の後見人等の受け皿が必要であるが、弁護士や司法書士など専門職の後見人は人教的に限りがあり、一般の市民の方の後見人、あるいは法人による後見を充実させていく必要がある。 後見人の養成にあたっては、これまで高齢者サイドの市民後見事業により進められているが、障がい者については、若い方も多く、社会参加の機会も多く見込まれ、生活支援の調整も多岐に渡るため、事務を組織的に行う必要があり、法人後見の方が大事ではないかと言われている。 こうしたことから、高齢者サイドの事業に加え、今年5月から障がい者の地域生活支援事業の制度改正により、法人後見実施のための研修事業が市町村の必須の事業となった。県も、市町村の取組状況を注目し、今後、必要があれば、社会福祉協議会とも連携しながら効果的な研修、啓発をどうすべきか検討していきたい。	公聴会時の回答と同じ	障がい福祉課	仁寿会	7月23日

平成25年度圏域別地域公聴会の概要 [雲南圏域]

No	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
4	02雲南	06_障がい施策	01_自立支援関係	夫婦で暮らせるグループホーム	<p>グループホームで若い利用者さんは自立に向けて頑張っておられ、生活支援をしていく中で、地域で一般企業で働けるようになって、将来は一人暮らしを目指している。そのような人たちが、恋愛をし、二人で地域で暮らしたいという場合、現在、グループホームが一人でもサテライトとして認める制度となりそうだとの情報もあるが、二人で夫婦で暮らすグループホームも認めてもらいたい。</p> <p>結婚して二人で暮らせるのだから支援は不要と思うかもしれないが、日々の暮らしの中で見ていると、朝、車のエンジンがかからずハブニングが起きたり、自転車のチェーンがはずれどうしようもなかったなど、いろいろと支援が必要である。</p>	<p>おっしゃられたサテライト型のグループホームの制度について、具体的な要件が不明なこともあり、持ち帰って研究したい。</p>	<p>グループホームについては、各々支給決定を受けている夫婦で居室を利用する場合は、一つの居室を2人で利用することが可能となっている。</p> <p>ただし、サテライト型住居については、単身等での生活が早期に見込まれる方の利用を基本として一定の利用期間を設けて支援を行う者であるため、定員が1名となっており、夫婦での利用はできないこととなっている。</p>	障がい福祉課	雲南広域福祉会	7月23日
5	02雲南	06_障がい施策	02_精神保健	精神障がい者の家族会支援等	<p>これまで、県の方から圏域事業として精神障がい者家族会支援事業としてお金をいただいていたが、今年度から市町村事業となった。当圏域では、雲南市、奥出雲町、飯南町の担当者をお願いして、これまで県からいただいた金額どおりを各市町村からいただいたが、他の圏域では、市町村が違っていると話がスムーズにいかないのではないか、懸念している。県の方で、市町村に働きかけをお願いしたい。</p> <p>次に、子どもが発達障がいの場合、親御さんも一緒に支援等をされたらと思うので、検討されたらよいのではないかと。また、自分の施設での経験から、自閉症の障がいがある方に農関係の作業をいろいろやってもらったが、しばらくしてやめられた。我々も指導でもう少し何とかできたかと思うが、自閉症の方は長く続けて雇用がならない。施設職員も含めて障がいの特性等の研修が必要であるが、職を転々とされる方は、障がいからそうなると思うので検討をして欲しい。</p>	<p>1点目の、家族会の活動で、市町村の境を越えた方が家族会に入っておられる場合の助成金の調整について、県でどういった調整ができるかという視点で検討中である。別の市町村の家族会に入っておられる場合でも一緒に活動できるよう考えた。</p> <p>2点目の発達障がい者への支援については、県としても、早期発見、早期支援が重要であると認識しており、各種健診や発達クリニックで早期発見をして、適切な医療につなげていくよう取り組む。</p> <p>3点目の自閉症の障がい者の方への就労支援については、確かに障がいのある方が一旦就労されても長く続かず離職してしまうことがある。こういった方の離職防止については、いろいろな関係機関が連携して支援していく必要があり、就業・生活支援センターという機関もあるので、このセンターにも関わってもらいながら、個々のケースにより支援していく必要があると思う。</p>	<p>昨年度まで県事業として実施していた精神障がい者の家族に対する支援事業は、今年度から市町村の地域生活支援事業として実施されることになった。県からも市町村へ説明を行い、結果として、昨年度同様の家族会への支援が市町村により行われている。</p>	障がい福祉課	雲南地域家族会連合会	7月23日